

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年8月21日
子 育 て 王 国 課

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正案に係るパブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間：令和2年7月6日（月）から8月3日（月）まで
- (2) 周知方法等：ホームページ掲載、報道機関への資料提供、県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架。
- (3) 受付意見数：4件（2人） 賛成 2件（2人） 反対 0件 その他 2件
- (4) 意見の概要と対応方針

	意見の概要	反映状況	対応方針
賛成	改正は適当だと思う。	盛り込み済み	改正案を9月定例県議会に提出する。
	早急に条例改正をお願いしたい。		
その他	加害者の捕捉が難しいのではないかと、警察のサイバーパトロールと連携しての取り締まりが効果的ではないかと。	今後の検討課題	改正条例に基づく啓発とともに、引き続き県警との連携によりサイバーパトロールの強化等を要請する。
	抑止力を求めるには、罰則が弱い気がする。罰則を引き上げ、実効性を上げるべきではないかと。	対応困難	今回の罰則は、関係法令や条例の他の規制との均衡等を踏まえ決定しており、罰則の引き上げは現時点では困難です。

2 県政参画電子アンケート実施結果

- (1) 実施期間：令和2年7月10日（金）から7月20日（月）まで
- (2) 回答数：396件（条例改正に対するご意見6件（6人））
賛成 369件 反対 6件 どちらとも言えない 21件
- (3) 意見の概要とアンケート結果

① 意見の概要と対応方針

	意見の概要	反映状況	対応方針
賛成	法(条例)による罰則で抑制することが一番効果があると思う。	盛り込み済み	改正案を9月定例県議会に提出する。
その他	反抗期の子たちが素直に聞き入れ冷静に対応できるよう、事前に青少年に情報提供すべき。相談窓口の周知も必要である。	今後の検討課題	条例の施行までに青少年を含めた県民に対する条例改正に係る啓発チラシ等で周知する。併せて、相談窓口についても記載する。
	違反への罰則だけではいたちごっこ。防止策として教育も必要。	今後の検討課題	引き続き、県、市町村教育委員会と連携し、被害防止に向け教育・啓発に努める。
	加害者の顔、氏名をデータベース化してネットにアップすべきだと思います。	対応困難	罰則として、「罰金」を予定しており、違反者の公表等は想定していない。
	SNS運営会社がAIで青少年の性被害をシャットアウトするのが有効だと思う。	その他	引き続き業界の動向を注視し、青少年被害防止に向けた対策の実施を要請する。
	提供した青少年に対しても罰則を設けることが有効だと思います。	その他	青少年からの提供行為は児童ポルノ禁止法の規制対象。

② アンケートの回答結果

ア 青少年に対し、自撮りによる児童ポルノ等の提供を求めることを罰則付きで禁止することについてどう思いますか？

賛成	反対	どちらとも言えない
93.2%	1.5%	5.3%

イ 近年（過去5年程度）、SNS等のネット上のトラブルに関して青少年から報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
6.4%	93.6%

ウ 近年、青少年から、SNS等で知り合った人など面識のない人から性的な画像を提供するように要求されたという報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
1.4%	98.6%

エ 近年、青少年から、交際相手や友人など面識のある人から性的な画像を提供するよう求められた（又は実際に提供した）という報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
1.4%	98.6%

ウ SNS等に起因する青少年の性被害を未然防止するため、どの施策が最も有効だと思いますか。

法令による規制の強化	学校における教育	相談窓口機能の強化	ペアレンタルコントロールの啓発	その他
50.0%	25.0%	10.6%	11.1%	3.3%

エ 青少年がスマートフォン等のインターネット接続機器を使用する際の家庭内のルールはありますか（ありましたか）。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある（あった）	ない（なかった）	機器を使用させていない（いなかった）
49.0%	37.5%	13.5%

3 今後のスケジュール

令和2年9月 県議会に条例改正案を附議

10月～ 改正内容を広報

令和3年1月 施行